

平成31年4月1日から「建設労働者確保育成助成金」は「人材開発支援助成金」に統合され年齢区分が設けられました。そのため申請書類・計画届の様式が変わりました（厚生労働省）

令和2年4月1日

登録グラウト基幹技能者認定講習の受講に係る助成金（中小建設事業主様）

1. 助成金の名称は、『人材開発支援助成金』の「建設事業主等に対する助成金」となり、「建設労働者技能実習コース」の（経費助成）と（賃金助成）となりました。（「建設労働者確保育成助成金」は、「旧 建設労働者確保育成助成金」と云う。）

登録基幹技能者講習の対象助成金

〈 〉内は生産性要件を満たした場合の割増分の助成率・金額です。

（1）経費助成（受講料）

- ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
技能実習の実施に要した経費の 3/4 生産性向上は 〈 3/20 〉 ※被災3県 10/10
- ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主（35歳未満の労働者分）
技能実習の実施に要した経費の 7/10 生産性向上は 〈 3/20 〉 ※被災3県 4/5
- ③ 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主（35歳以上の労働者分）
技能実習の実施に要した経費の 9/20 生産性向上は 〈 3/20 〉 ※被災3県 4/5

（2）賃金助成（一の技能実習につき最長20日間）

- ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり 7,600円 ※(8,360円)
※受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価
生産性向上は 〈 2,000円 〉
- ② 雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり 6,650円 ※(7,315円)
生産性向上は 〈 1,750円 〉
※受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

「生産性向上が認められる場合」の要件は、厚生労働省のホームページのトップページで「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」と検索

2. 計画届・申請書様式のダウンロード

厚生労働省の「建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード」(令和2年度)の「建技様式(人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース))」からダウンロードして下さい。

3. 詳しくは最寄りの厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークでご確認下さい。